

第22回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和元年11月25日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 原田 義一  | 3番 宮崎 龍生  | 4番 徳田マスエ  | 5番 川本 聖光  |
| 8番 三明多佳志  | 9番 林 秀司   | 11番 渡辺 弘之 | 12番 渡邊 弘登 |
| 14番 青葉 真  | 15番 柿元 信次 | 16番 大谷 数義 | 17番 佐々岡常喜 |
| 19番 玉田 一  |           |           |           |
| 1推 前田 正典  | 2推 田村 邦麿  | 3推 橋本 安延  | 4推 三浦 寿紀  |
| 5推 小川 明人  | 6推 神田 進   | 7推 小松原常雄  | 8推 河野 恒弘  |
| 8推 近重 邦昭  | 10推 野上 省三 | 11推 岡田 勝  | 12推 大崎 健太 |
| 13推 小谷 保雄 | 14推 岡本 定文 | 16推 奥迫 忠幸 | 17推 原田 和義 |
| 18推 永見 繁廣 |           |           |           |

2. 欠席委員

|           |           |
|-----------|-----------|
| 2番 岡本 嗣喜  | 6番 松山 純久  |
| 10番 三浦 博文 | 13番 岡本 健治 |
| 18番 佐々木京子 |           |
| 19推 齋藤 久行 |           |

3. 事務局出席職員

久佐事務局長、木原農地係長、佐々木主任主事  
農林振興課 松本囑託  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

|              |  |
|--------------|--|
| <p>会 長</p>   | <p>おはようございます。ただいまから第 22 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>10 月の終わりから 11 月にかけて、それぞれの自治区におきまして産業祭が行われまして、11 月 2～3 日には金城のさざんか祭り、11 月 9 日には本所のグリーンフェスタで農業委員会のブースを設けまして、農地相談や農業者年金などの相談をさせていただきました。農業委員会を農家の方に知ってもらうにはいいきっかけになったと思います。できましたら、他自治区でも産業祭りに参加していただきたいと思います。</p> <p>米の集荷実績については、ほぼ 90%の集荷が終わったということで、1 等米比率は浜田と三隅は 44%くらいだったということでございまして、金城では 84.6%、弥栄で 65.6%、旭が 76.3%でした。天候不良による乳白が一番大きな原因だと聞いています。残り少なくなりましたが、米の出荷にご協力をお願いします。予約に対して、8,300 袋くらい足りないようです。ちなみに、73,000 袋の出荷があったようです。それでは進めさせていただきます。</p> <p>本日の欠席は、2 番 岡本嗣喜委員、6 番 松山委員、10 番 三浦博文委員、13 番 岡本健治委員、18 番 佐々木委員、19 推 齋藤委員以上 6 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>また、早退は、9 番 林委員以上 1 名の委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、3 番 宮崎委員 4 番 徳田委員 です。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、3 件、3 筆、3,333 ㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 11 月 29 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和元年 12 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 会 長   | <p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>  |
| 委 員   | <p>～全委員 挙手～</p>  |
| 会 長   | <p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページの上段をご覧ください。申請地は内田町の田です。場所は、浜田四中から約250m西の下内田2町内です。この申請は、親戚関係のある譲渡人から譲受人が贈与で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は82a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号について説明します。資料3ページ5ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は三隅町室谷の田畑です。場所は、井野公民館から約1,900m北の上室谷です。ここは、写真では、わかりにくいですが、昨年までは、耕作をしておられた、いわゆる「室谷の棚田」です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は115a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>3号について説明します。資料3ページ6ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段をご覧ください。申請地は、弥栄町小坂の田です。場所は小坂集会所から約450m北になります。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は250a余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、この場所は、譲受人の自宅のすぐ近くである状況です。</p> <p>以上3件ですが、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上です。</p> |

|           |  |
|-----------|--|
| 会 長       | <p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、18番永見委員お願いします。</p>   |
| 18番（永見委員） | <p>10月15日に事務局と佐々木委員と現地を確認しました。申請者は専業農家で下限面積も問題はないと思います。</p>  |
| 会 長       | <p>2号について、5番川本委員もしくは小川委員お願いします。</p>  |
| 5番（小川委員）  | <p>11月18日に事務局と現地確認を行いました。今年度は作付けされていませんでしたが、棚田保全ということで来年度から作られるようで、良いことだと思いますのでよろしくお願いします。</p>                                       |
| 会 長       | <p>3号について、7番小松原委員お願いします。</p>   |
| 7番（小松原委員） | <p>現地は先週初めに事務局と確認しています。写真にありますようにきれいに管理され、申請者の自宅近くということもあり、ここ数年は申請者が耕作されています。特に問題はなかろうと思われしますので、よろしくお願いします。</p>                      |
| 会 長       | <p>以上で、第 3 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p> |
| 委 員       | <p>～挙手 多数～</p>   |
| 会 長       | <p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>              |
|           |  |

|           |  |
|-----------|--|
| 事務局       | <p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。資料7ページ8ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ上段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田東中学校から約500m東の伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。個人住宅建築の計画で、周囲は農地・畑があるものの、宅地がどんどん進んでいる状況となっております。</p> <p>2号について説明します。資料7ページ9ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、生湯町の田畑です。場所は、JR浜田駅から約2,800m北の3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内用途指定なしの区域で、第2種農地に該当します。この度、隣接する企業が駐車場兼資材置場として活用する計画で、周辺にはすでに農地がない状況となっております。</p> <p>3号について説明します。資料7ページ10ページ、図面番号⑥、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は、三隅支所から約450m北の日の原です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内用途指定なしの区域で、第2種農地に該当します。転用目的は、倉庫用地としてのもので、近くにある自宅が狭くなり、倉庫建築の計画があるものです。</p> <p>農地法第5条申請については、3件です。</p> |
| 会長        | <p>ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、8番三明委員もしくは河野委員をお願いします。</p>   |
| 8番（三明委員）  | <p>ただ今の事務局の説明のとおりですので、よろしく審議をお願いします。</p>   |
| 会長        | <p>2号について、16番大谷委員もしくは奥迫委員をお願いします。</p>  |
| 16番（奥迫委員） | <p>事務局の説明のとおりなので、よろしくをお願いします。</p>  |
| 会長        | <p>3号について、19番玉田委員をお願いします。</p>  |
| 19番（玉田委員） | <p>10月18日に事務局と齋藤推進委員とで現地を確認しました。ただ今、事務局が説明のあったとおりですので、よろしくをお願いします。</p>   |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>会 長</p>   | <p>以上で、第 5 条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。<br/>ないようですので、採決に入りたいと思います。<br/>第 5 条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>   |
| <p>委 員</p>   | <p>～挙手 多数～</p>  |
| <p>会 長</p>   | <p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。<br/>続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>  |
| <p>事 務 局</p> | <p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料は 11 ページ 12 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ上段中段をご覧ください。申請地は、生湯町の田畑です。場所は、JR 浜田駅から約 1,500m 北の 4-3 町内です。当該申請は、先代が草刈り等はされていたものの、平成 10 年頃から耕作放棄となり、原野・山林化している状況です。</p> <p>2 号は、資料は 11 ページ 13 ページ、図面番号⑧、現況写真は、3 ページ下段から 4 ページ中段までの 3 枚をご覧ください。申請地は、内田町の畑です。場所は、美川公民館から約 600m 北の中内田です。当該申請は、3 条の 1 号の申請と同じ所有者でこの度、以前住んでおられた家の周辺地等を所有権移転するために必要な証明で、平成 8 年頃から非農地との申請です。</p> <p>3 号は、資料は 11 ページ 14 ページ、図面番号⑨、現況写真は、4 ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町久佐の田です。場所は、久佐公民館から約 700m 北の久佐郷です。当該申請は、谷の形状の田であったところを、昭和 60 年頃から耕作していない土地の非農地の申請です。<br/>転用統制外証明願は、3 件です。</p> |
| <p>会 長</p>   | <p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>が、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。<br/>1号について、16番大谷委員もしくは奥迫委員お願いします。</p>  |
| 16番（奥迫委員） | <p>この写真のとおりなので、よろしくお願いします。</p>   |
| 会 長       | <p>2号について、18番永見委員お願いします。</p>   |
| 18番（永見委員） | <p>10月15日に事務局と佐々木委員とで現地を確認しました。写真にあるようにとても耕作できるような状態ではないため、よろしく申し上げます。</p>   |
| 会 長       | <p>3号について、15番柿元委員もしくは小谷委員お願いします。</p>   |
| 15番（柿元委員） | <p>先週月曜日に、小谷委員と事務局とで現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>   |
| 会 長       | <p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。<br/>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委 員       | <p>～挙手 多数～</p>   |
| 会 長       | <p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。<br/>続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局     | <p>それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。<br/>1号は、資料15ページ16ページ、図面番号⑩、現況写真は、5ページ上段をご覧ください。届出地は、三隅町河内の田です。場所は、三隅支所から約2,100m南東の用田橋になります。この届出は、令和2年2月19日から3月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。<br/>以上、報告します。</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では報告を終わります。</p> <p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>なければ、私からお願いがあります。農業会議より農業委員の綱紀粛正ということで文書が来ました。内容は、コンプライアンスの遵守です。具体的には、奈良県で農地転用の虚偽申請をして逮捕される事案が発生しております。更に、大分の農業委員の会長が農業をすと言いながら農地開発をしていたということで逮捕されています。このようなことがないように通達がありました。</p> <p>以上を持ちまして、第 22 回総会を終了します。</p> |
|------------|--|

終了 午前 10 時 10 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員